

国際日本文化研究センター外での共同研究会の
開催及び共同研究経費支出に関する申合せ

〔平成10年9月17日 決 定〕
〔令和元(2019)年9月19日 最終改正〕

- 1 共同研究会は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）において開催することを原則とするものであるが、研究資料がセンター外にあり、かつ共同研究員全員が直接それに接して調査・研究を行う必要があるなど、特段の事情がある場合に限り、共同研究委員会の議を経て、各共同研究会の配分額範囲内で1の年度内一回に限りセンター外で開催することを認めることができるものとする。なお、開催場所については、国内外を問わないものとする。
- 2 センター外で共同研究会の開催を希望する研究代表者は、各年度の共同研究計画書にその旨を記載するとともに、別記様式により共同研究会開催日の1ヵ月前までに共同研究委員会委員長に申請するものとする。
- 3 センター外で共同研究会を開催する場合の会場の確保は、研究代表者が行うものとする。
- 4 センター外での共同研究会の参加に必要な旅費は、人間文化研究機構旅費規程及び人間文化研究機構旅費取扱規則に基づき、支給するものとする。
- 5 共同研究会における旅費以外の経費（書籍及びテープおこし）については、別紙申請書により共同研究委員会委員長あてに申請し、配分額の範囲内で支出するものとする。
- 6 共同研究会に招致するゲストスピーカーに対しての謝金については、ゲストスピーカー招致申請時に謝金支給の有無を明記し、人間文化研究機構謝金支給基準に基づき、各共同研究会の配分額範囲内で支給することができるものとする。

附 則

この申合せは、平成13年4月5日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この申合せは、平成19年1月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成20年9月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式)

令和 年 月 日

共同研究委員会委員長 殿

共同研究代表者

氏 名 印

国際日本文化研究センター外での共同研究会
の開催について

標記のことについて、下記のとおり共同研究会を開催したいので、申請します。

記

開催日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所 (住所を含む)	電話番号 ()
センター外で 開催する理由	
所要経費	旅 費 : 円 (名) 謝 金 : 円 (名) 合 計 : 円

(別紙申請書)

令和 年 月 日

令和 年度 共同研究経費申請書

研究課題			
研究代表者名	印		
使用目的			
購入品目	見積金額	規格等	備考
合計			